



平成 22 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社オーハシテクニカ
代表者名 代表取締役 前川 富義
(コード番号 7628 東証第一部)
(決算期 年 1 回、 3 月 31 日)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 19 日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

今回、新たに当社社内規定である「内部統制基本規定」の整備方針の一部修正を行ったこと等により、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部変更を行ったものであります。

2. 変更の内容

(1)別紙のとおり、「財務報告の信頼性を確保するための体制」の追加、及び「損失の危機管理に関する規定その他の体制」の一部変更であります。

(変更箇所は、下線で示しております。)

以上

業務の適正を確保するための体制の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業として法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をするべく、役員及び全従業員を対象とした行動指針として「コンプライアンス基本規定」を定め、周知徹底させております。
- (2) 当社は、グループ全体の業務の適正を確保するため、社長直轄の「内部統制統括部」を設置し、関係部門と協力して内部統制の実施、評価、監査を行っております。
- (3) コンプライアンス担当部署として、内部統制統括部の下にコンプライアンス・リスク管理チームを、さらに内部統制全般、コンプライアンス、リスク管理に関する重要問題を討議するための常設協議機関として「内部統制委員会」を設置しております。
- (4) 法令・定款・諸規則並びに規定に反する行為を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報制度(ホットライン)を設置し、運用を行っております。
- (5) 内部監査部門により実効性のある業務監査を実施しております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書により保存し、これらは別途定める文書管理規定に基づき保存・管理するものとします。

取締役及び監査役は、いつでもこれら文書を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部統制を管轄する組織の中に、リスク管理を統括する部門であるコンプライアンス・リスク管理チームを置き、リスク管理規定を定め、管理体制の構築・運用を行っており、併せて内部監査部門が部門ごとのリスク管理の状況を監査し改善に努めております。

また自然災害やシステム障害等に備え、緊急時の対策マニュアルとして「事業継続計画」(Business Continuity Plan)を策定し、予測リスクの極小化及び最短時間での基幹業務の復旧を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月1回、定例取締役会を開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催しております。
また、経営に関する重要事項については、事前に社長が出席する経営戦略会議において審議を行い、その審議を経て取締役会で決定しております。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定、職務権限規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。
- (3) 取締役会において決定された中期事業計画及び年度事業計画については、取締役、各事業部門長から構成された主管業務報告会において、毎月1回、業績並びに課題を報告させ、具体的な対策・指導を実施しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

国内及び海外の子会社の管理については、「国内関係会社管理規定」「海外関係会社管理規定」に基づき、グループ各社の事業を所管する事業部門と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施しております。また、必要に応じて取締役及び監査役に就任することを含め、各社への指導、支援を行っております。さらに、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象とし、グループとしての内部監査体制の構築を推進しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとします。なお、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、役職員による不正行為や重要な法令・定款違反を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生した場合は、監査役会に報告することとします。また前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営戦略会議その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対してその説明を求めることができるものとします。
- (3) 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとします。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社並びに子会社からなる企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともにその体制の整備・運用状況を定期的に評価し維持、改善を図るものとします。

9. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1)「オーハシテクニカ企業行動憲章」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる決意で、一切の関係を遮断します。
- (2)反社会的勢力に対しては、組織をあげて断固として対決するために、経営トップによる絶縁宣言を行うとともに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、関係会社も含めた反社会的勢力排除に向けた教育、啓発活動を実施します。

以 上